

1. 監督指針の改正

- 前回の意見交換会でも紹介したが、暗号資産などを組み入れた投資信託の組成・販売が適切ではない旨を監督指針において明示した。本監督指針改正案については、昨年9月30日から10月31日にかけて意見公募を行い、12月27日、意見公募で寄せられた質問・意見への回答を金融庁ウェブサイトにて公表した。
- 今回の監督指針改正は、投資信託等が、国民の長期・安定的な資産形成手段であるという趣旨に照らし、こうした趣旨にそぐわない暗号資産などの資産を投資対象の一部とする投資信託等の組成や販売は行うべきではないとの考えの下、留意事項を定めたものであるため、会員各社におかれては、監督指針改正の趣旨を踏まえた運用につとめていただきたい。

2. 金融リテラシー・つみたてNISAの普及について

- 金融リテラシーの向上・つみたてNISAの普及に向け、力強い取り組みが必要。
- 昨年7月に公表された、2回目の金融リテラシー調査を見ても、先進国の中で日本の資産運用に関するリテラシーが低い水準にとどまっていることを踏まえ、今後資産形成やデジタルリテラシーの観点から取り組みを推進していくため、当庁や日銀を含め各団体での連携を強化して取り組みを進めることが必要。
- こうした課題意識を踏まえ、1月下旬より2月にかけて、金融関係諸団体が主要都市で行う説明会において、金融庁より、新しいNISA制度について情報発信するとともに、金融リテラシーの向上やつみたてNISAの普及に向けて各地域の財務局、業界団体、金融機関等が一体となってどのような取り組みを進めていくことができるかについて対話を行っている。また、2月4日のNISA推進・ハイレベル協議会でも、各

金融機関における取組みの現状や課題について説明いただき、意見交換を行ったところ。

- 今後、資産形成と金融リテラシーをテーマとするシンポジウムの開催を予定。詳細については後日発表予定。

3. 東京国際金融センターの推進について

- 高度な専門性をもって資産運用業等を行う金融商品取引業者の存在は、我が国の資本市場の活性化や国民の安定的な資産形成を実現する上で重要。このためには、既存の大手投資運用業者の運用力の強化に向けた業務運営体制の確立や、投資手法の多様化・運用業者の集積に向けた新規参入の円滑化など、我が国の資産運用業の高度化に向けた取組みを推進していくことが求められる。

金融庁では、こうした要請を踏まえ、平成 29 年 4 月 1 日、「金融業の拠点開設サポートデスク」を開設し、海外の投資運用業者等の日本拠点の開設を支援してきたところ、これまで 20 社の海外資産運用業者等の業登録が完了した。

- また、「成長戦略フォローアップ」（令和元年 6 月閣議決定）において、「金融業の登録申請を支援するためのガイドブックの作成」が施策の一つとして掲げられていたところ、金融庁では、この度、金融商品取引業の登録手続に関する情報提供を行うことを目的として、①登録審査手続及び登録要件の概要等について説明した「投資運用業等 登録手続ガイドブック」、②登録審査手続に作成されるいわゆる「概要書（投資運用業）」の様式を公表した。

貴協会におかれては、本ガイドブック等の周知や積極的な利活用について呼び掛けを行っていただくようお願いしたい。

- さらに新規拠点の開設のほかにも、海外の投資運用業者等が日本で投資運用業務等を拡充する方法についての照会も受けているところ。例えば、現在の枠組みで言えば、登録済の国内拠点を拡充する、国内業者に委託を行う、適格機関投資家等特例業務の枠組みを活用すると

いった方法が考えられる。

貴協会におかれては、こうした当庁の取組みに、引き続きご協力を賜るようお願いしたい。

4. FATF 第4次対日相互審査を踏まえた対応について

- FATF オンサイト審査が昨年10月28日から11月15日の日程で行われた。円滑な審査の実施に際しご協力いただき、この場をお借りして御礼申し上げます。
- 現時点ではオンサイト審査の詳細は明らかに出来ないが、今後、継続的顧客管理の実施など、更に取り組みを加速化しなければならない部分があると思われるので、今後も官民でしっかりと連携し、引き続きよろしくようお願い申し上げます。

(以 上)